

観点別評価のねらいを阻止し、子どもたちの学びと成長を励ます教育評価を（見解）

山口県高等学校教職員組合

1. 観点別評価導入のねらいは？

2022年4月からの新学習指導要領の実施とともに、高等学校でも観点別評価が導入されます。導入にあたり、従来の「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用技能」「知識・理解」の4観点が、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に変更されます。いま、導入をめぐる職場で混乱が生じています。

観点別評価導入の目的は、知識偏重の授業方法やペーパーテスト偏重からの脱却をめざすことだと言われてきました。それはそれで重要なことです。しかし、真のねらいは国が求める「育成すべき資質・能力」を教育によって統制し、実現することにあります。これまでも学習指導要領により、教育内容が拘束されてきました。しかし、これでも手ぬるいと、新学習指導要領は内容のみならず、方法や評価をも統制しつつ、望まれる「資質・能力」を通して、考え方、生き方など人格にまで踏み込もうとしている点に特徴があります。

安倍自公政権は2006年、教育基本法に「教育の目標」（第2条）「資質」「能力」（第5条2項）を規定し、学校教育法に「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない（学力の3要素）」（第30条2項）を盛り込みました。これによって政府・文科省が望む学力像を政策化しました。「学力の3要素」は「観点別評価の3観点」に対応しています。時の政権が「学力とは何か？」という極めて学究的で論争的な事柄を法律で定義づけること自体問題です。さらに、その時の政権が、法律や学習指導要領によって、国策実現に向けた「資質・能力」の方向に教員や子どもをかりたてるのであれば、それはもはや「人格の完成」を目的とした教育の営みとはいえません。

2. 批判を排除する教育統制のあり方

教育統制の方法は巧みです。それは新学習指導要領が規定する「目標に準拠した評価」によります。ここでの目標とは新学習指導要領によって与えられた目標に他ならず、目標管理システムやPDCAサイクルによって、教員が目標そのものを問うことを排除し、教員の教育実践を目標に即して評価する基準となります。子どもへの教員側の働きかけは、指導要領によって内容、方法、目標、評価ともに規定され、教育実践を統制します。また指示された評価を通して、子どもを一方的に評価し、子どもの学び・成長を管理・統制します。国の施策実現に向けた「教育改革」のなかに、観点別評価がしっかりと組み込まれていることを押さえておかねばなりません。

いまこそ、教育にとって評価とは何か、また、学力とは何かを真剣に問わなければなりません。

3. 教育にとってそもそも評価とは？

評価（教育評価）とは、教育効果を高める目的で、子どもたちの学習状況や日常の様子を測定・判断することです。これまで評価は、学校現場では「評定」と混同されてきました。国連子どもの権利委員会が

批判した日本の「高度に競争的な教育システム」のもとで、「評定」は指導要録や入試、就職の際に子どもたちを選別し、判定するツールとして機能してきました。また、「評定」は、対外的に説明責任を果たさざるを得ないがゆえに、客観性、公正性、公平性が問われてきました。

一方、観点別評価は、文科省も「どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が求められるかを明らかにすることにより、具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能にするもの」と指摘しているように、3観点の是非はさておき、教育評価としての機能を持つものです。問われているのは、評価を競争システムから切り離し、子どもの学習や発達を支え、励ます評価、教育評価としての評価をどう構築していくのかということです。県教委も評価と「評定」は別物であることを認めています。

4. 観点別評価導入の問題点

評価と「評定」は目的も方法も異なり、観点別評価を「評定」化することはあってはならないことです。事柄の本質に加え、教育評価としての観点別評価が「評定（５段階、相対評価）」に関連付けられると、観点別評価は競争・選別・統制のためのツールとなりかねないからです。また、そこに「主体性」などの態度評価が組み込まれてしまえば、どのような態度をとるかということ自体が「評定」を左右することになってしまいます。子どもたちは評価、「評定」のために自己を演出することになります。さらに、評価が「評定」につながれば、客観性も担保せざるを得ません。教員は客観性を保つために、新たな負担に苦しむことになります。

観点別評価と「評定」を一体化することで予想される問題点は次の通りです。

- 1、観点別評価は結果の評価（「評定」）ではなく、過程の評価であるため、客観性、公正性、公平性が著しく阻害される。観点別評価を厳密にやろうとすればするほど、無意味な作業の底なし沼に陥らざるを得ない。結果、多くの時間と労力が割かれ、必要な教材研究等に時間をかけられなくなる。
- 2、教員が、教えることよりも、評価することに注力するようになってしまう。評価の負担が大きく、説明責任のために、評価が自己目的化し、「働き方改革」にも逆行する。
- 3、授業内容や考査問題が評価に規定され、評価のために豊かな授業実践が阻害される。

他にも、そもそも主体性、思考など生徒の内面を評価できるのか。3観点は並列的なものではなく、それぞれ関連しあっているのではないかなど、様々な疑問や問題点があります。

5. 観点別評価のねらいを阻止し、子どもの実態から出発した教育評価を

4月からの観点別評価導入にあたって、そのねらいや押し付けを阻止し、これ以上教員の負担を増やさないことが求められています。

子ども・地域の実態に応じて教育活動を展開していくためには、各学校や教員一人ひとりの柔軟な対応が求められます。そのためには学校や教員の自主性と専門性、教育の自由が保障されていなければなりません。教育課程の編成権や評価の権限はあくまでも学校にあります。県教委は高教組との交渉の中で、3観点の評価割合や「内容のまとまりごとの評価」は最終的に学校で決めること、県教委の『手引き』（理論編・実践編）もあくまでも例であり、各校で決めた基準や内容を県教委がチェックすることはないと答えています。各学校の取り組みと実践、情報交流を大いに進め、観点別評価導入のねらいを乗り越えていきましょう。

以上